

第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年8月1日から2022年7月31日まで)

株式会社ツクルバ

事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://tsukuruba.com>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名称	第9回新株予約権
新株予約権の数	1,430個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式14,300株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり3,000円 (1株当たり 300円)
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から 2027年7月13日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
 - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
 - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
 - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名称	第11回新株予約権
新株予約権の数	2,542個
保有人数	
当社取締役（社外役員を含む）	5名
当社監査役（社外役員を含む）	3名
当社使用人	38名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式254,200株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき3,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり10,450円 (1株当たり 1,045円)
新株予約権の行使期間	2023年11月1日から 2028年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が20億円を超過した場合　：行使可能割合　20%
 - (b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合　：行使可能割合　60%
 - (c) 売上総利益が25億円を超過した場合　：行使可能割合　100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないことと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第14回新株予約権
新株予約権の数	486個
保有人数	
当社取締役（社外役員を含む）	2名
当社使用人	13名
社外協力者	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式49,200株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり10,360円 (1株当たり 1,036円)
新株予約権の行使期間	2024年11月1日から 2028年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、2024年7月期から2026年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上総利益が25.2億円を超過した場合　：行使可能割合　50%
 - (b) 売上総利益が28億円を超過した場合　　：行使可能割合　100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないことと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - 3 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - 4 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2 またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - 2 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
 - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
 - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議の上、必要に応じて改善を図る。
 - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - 2 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

- 3 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査役への報告に関する体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - 2 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
 - 3 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - 4 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 5 監査役は内部通報窓口である管理部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
 - 6 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
 - 2 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

- 3 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 - 2 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 - 3 なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - 2 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 1 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 - 2 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が3名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を17回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

(3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

(4) 監査役の監査

監査役は、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	新株式申込証拠金	資 本 剰 余 金		
			資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,632	200,000	30,632	1,119,283	1,149,915
事業年度中の変動額					
新株の発行	500,000		500,000		500,000
新株の発行(新株予約権の行使)	4,314		4,314		4,314
新株式申込証拠金の増減		△200,000			
減資	△520,632		△520,632	1,041,265	520,632
欠損填補				△482,465	△482,465
当期純損失(△)					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△16,317	△200,000	△16,317	558,799	542,481
当期末残高	14,314	-	14,314	1,678,082	1,692,397

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 金	利 益 剰 余 金 計	株 主 資 本 計		
	繰 越 剰 余 金			合 計	
当期首残高	△482,465	△482,465	△62,486	835,596	
事業年度中の変動額					
新株の発行				1,000,000	
新株の発行(新株予約権の行使)				8,629	
新株式申込証拠金の増減				△200,000	
減資				-	
欠損填補	482,465	482,465		-	
当期純損失(△)	△822,420	△822,420		△822,420	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△339,954	△339,954	-	△13,791	
当期末残高	△822,420	△822,420	△62,486	821,804	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	44,197	879,793
事業年度中の変動額				
新株の発行				1,000,000
新株の発行(新株予約権の行使)				8,629
新株式申込証拠金の増減				△200,000
減資				－
欠損填補				－
当期純損失(△)				△822,420
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,890	△2,890	46,495	43,605
事業年度中の変動額合計	△2,890	△2,890	46,495	29,813
当期末残高	△2,890	△2,890	90,692	909,607

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8～47年
構 築 物	15年
工具器具備品	3～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) cowcamo (カウカモ) 事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

(2) 不動産企画デザイン事業

主にオフィス設計を中心とした設計・企画・空間プロデュースの受託事業及びコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの企画・運営事業を行っております。設計・企画・空間プロデュースの受託事業は、顧客との契約に基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。また、コワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの企画・運営事業については、主に顧客との契約に基づくサービスの提供が一定期間にわたって履行義務は充足されるため、サービス提供期間にわたり収益認識しております。なお、ワークプレイスレンタルサービスの運営事業の顧客との賃貸借契約に基づく賃貸料収入等は、リース取引に関する会計基準に従って収益認識を行っております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、設計・空間プロデュースなどの受託事業における案件に関して、従来は、検収基準によって収益を認識しておりましたが、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれ

る場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」、「前受収益」の一部は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

1株当たり情報に与える影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損の判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
建物	142,992千円
構築物	1,418千円
工具器具備品	34,298千円
土地	19,927千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により、共用資産についてはより大きな単位により行っております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は経営環境の著しい悪化などにより前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかなどについて検討を行っております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、将来の取引件数の増加及び手数料率の確保などを主要な仮定として策定しております。

当事業年度において、cowcamo（カウカモ）事業及び共用資産を含むより大きな単位では、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候を識別しております。これらの資産グループについて、減損の認識の判定を行った結果、cowcamo（カウカモ）事業では、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の計上は不要と判断しております。また、共用資産を含むより大きな単位においても、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の計上は不要と判断しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴うことから、事業計画どおりに推移しなかった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
販売用不動産	810,602千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社では、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産に係る収益性の低下等による期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

②主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格であり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算出しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

追加情報

(資産の保有目的の変更)

当事業年度において、固定資産の一部について保有目的を変更したことに伴い、有形固定資産（土地、建物）119,503千円を販売用不動産へ振り替えております。

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却)

当社は、2022年6月13日開催の取締役会において、当社が2020年8月に株式会社丸井グループに対して発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の買入消却（以下「本買入消却」という。）に係る事項について決議致しました。

本新株予約権付社債の買入消却概要

(1) 目的	より強固な財務基盤の構築のため
(2) 買入消却銘柄名	株式会社ツクルバ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(3) 買入消却対象	残存する本新株予約権付社債の全て
(4) 買入価額	各本新株予約権付社債につき50,000,000円

(5) 買入消却の総額	701,200,000円(上限。利息含む)
(6) 買入消却実施日	2022年11月16日(予定)
(7) 支払利息の年間減少見込額	3,500千円
(8) その他	本買入消却は、後発事象に記載されている第三者割当によりA種種類株式が発行されることを条件とする。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物	40,074千円
土地	19,927千円
計	60,002千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	1,703千円
長期借入金	50,284千円
計	51,987千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 91,743千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,025千円
短期金銭債務	434千円

4. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金	44,484千円
契約資産	一千元

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,818千円
売上原価	4,812千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	10,126,900	1,324,700	—	11,451,600
合計	10,126,900	1,324,700	—	11,451,600

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、第三者割当増資による増加1,250,000株及び新株予約権の行使による増加74,700株であります。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	335,671	—	—	335,671
合計	335,671	—	—	335,671

3. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 187,100株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	1,960 千円
資産除去債務	4,164 〃
減損損失	69,689 〃
ソフトウェア	37,316 〃
投資有価証券評価損	4,387 〃
税務上の繰越欠損金	566,003 〃
株式報酬費用	5,575 〃
その他有価証券評価差額金	970 〃
その他	3,899 〃
繰延税金資産小計	693,968千円
評価性引当額	△693,968 〃
繰延税金資産合計	－千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	198,200 千円
1 年超	321,523 〃
合計	519,724 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、主に運転資金を銀行借入、社債及び転換社債型新株予約権付社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期のある債券及び非上場株式であり、主に発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、主に営業店舗の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及びその他の金銭債務（社債・借入金・転換社債型新株予約権付社債を除く）は、概ね1年以内の支払期日であります。社債・借入金・転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金及び契約資産、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	17,109	17,109	-
資産計	17,109	17,109	-
(1) 社債	271,250	267,248	△4,001
(2) 長期借入金	439,524	434,024	△5,499
(3) 転換社債型新株予約権付社債	700,000	689,220	△10,779
負債計	1,410,774	1,390,493	△20,280

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2022年7月31日
非上場株式	5,754

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,653,629	-	-	-
売掛金及び契約資産	44,484	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券 のうち満期があ るもの	-	-	20,000	-
合計	1,698,114	-	20,000	-

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	102,000	108,250	110,000	42,000	11,000	-
長期借入金	130,638	46,968	96,968	52,968	52,968	189,652
転換社債型新株予 約権付社債	-	-	700,000	-	-	-
合計	232,638	155,218	906,968	94,968	63,968	189,652

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に
応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場
において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負
債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の
インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定
した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定し
た時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ
れらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位
が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	—	17,109	—	17,109
資産計	—	17,109	—	17,109

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	267,248	—	267,248
長期借入金	—	434,024	—	434,024
転換社債型新株予約権付社債	—	689,220	—	689,220
負債計	—	1,390,493	—	1,390,493

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び社債

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

追加情報（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却）に記載がある2022年11月16日での元本による買入消却予定を加味せず、元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	cowcamo (カウカモ) 事業	不動産企画 デザイン事業	合計
顧客との契約から生じる収益	2,363,033	287,421	2,650,454
その他の収益	-	115,858	115,858
外部顧客への売上高	2,363,033	403,280	2,766,313

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度末	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	30,845	44,484
契約負債	6,076	8,471

(注) 契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。当期に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は6,076千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び 主要株主	村上浩輝	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 18.2 間接 10.2	債務被保 証	借入金に対す る債務保証 (注) 1	244,784	—	—
役員及び 主要株主	中村真広	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 10.7 間接 8.5	債務被保 証	借入金に対す る債務保証 (注) 1	244,784	—	—

(注) 1. 借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社代表取締役村上浩輝及び当社取締役中村真広より債務保証を受けております。上記の取引金額のうち、両者から連帯して債務保証を受けている取引金額は244,784千円であります。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 73円67銭
1 株当たり当期純損失(△) △74円37銭

重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による種類株式の発行及び定款の一部変更)

当社は、2022年9月12日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行及び発行に関する規定の新設等に係る定款の一部変更について、2022年10月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議致しました。

本第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2022年11月15日
(2) 発行新株式数	A種種類株式700株
(3) 発行価額	1株につき1,000,000円
(4) 調達資金の額	700,000,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当
(6) 割当予定先	株式会社丸井グループ 700株
(7) その他	A種種類株式は、①A種優先配当金として、1,000,000円に年率1.0%を乗じて算出した額が支払われます。②法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。③金銭を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されます。

なお、当社は、A種種類株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えを行います。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、早期の財務体質の改善及び分配可能額の計上を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

350,000,000円（ただし、本第三者割当により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

350,000,000円（ただし、本第三者割当により同時に増額する資本金の額がこれを

下回る場合は、当該金額)

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 減資の日程

(1)	債権者異議申述公告日	2022年10月14日 (予定)
(2)	債権者異議申述最終期日	2022年11月14日 (予定)
(3)	A種種類株式払込期日	2022年11月15日 (予定)
(4)	減資の効力発生日	2022年11月15日 (予定)

(新株予約権の発行)

当社は、2022年9月12日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の役職員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.84% (2022年7月末時点) に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 第15回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

960個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式96,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、455円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2022年 9 月 9 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値である金891円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

$\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株あたり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行前の1株あたりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}
 \end{array}
 }$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年11月1日から2029年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は2025年7月期乃至2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合の計算において、1個未満の端数が生じた場合には、1個未満の端数については切り下げるものとする。

- (a) 売上総利益が33億円を超過した場合：行使可能割合 50%
- (b) 売上総利益が37億円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判定した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2022年11月14日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2022年11月11日
 9. 申込期日
2022年10月7日
 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社役職員 25名 960個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。